北海道告示第 11533 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年４月 24 日までに北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年 12 月 22 日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江差町柳崎タウンプラザ

檜山郡江差町字柳町 92 番地の 11　ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社サトウ　　代表取締役　佐藤　　茂

深川市北光町２丁目 14 番２号

株式会社ササキ　　代表取締役　佐々木　節子

札幌市中央区南 17 条西 10 丁目２番 20－206 号

(3) 変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ｱ) 駐輪場の位置

（変更前）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）２－４」に表示

（変更後）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）２－５」に表示

(ｲ) 荷さばき施設の位置

（変更前）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）２－４」に表示

（変更後）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）２－５」に表示

(ｳ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）２－４」に表示

容量：41 立方メートル

（変更後）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）２－５」に表示

容量：37 立方メートル

イ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ｱ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻　午前９時 15 分　閉店時刻　午後９時 45 分

（変更後）開店時刻　午前７時　　閉店時刻　午後９時 50 分

(ｲ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前９時から午後 10 時まで

（変更後）午前６時 30 分から午後 10 時まで

(4) 変更する年月日

上記(3)ア　令和５年８月 16 日

上記(3)イ　令和４年 12 月 16 日

(5) 変更する理由

サツドラ店舗の建て替えのため

２　届出年月日

令和４年 12 月 15 日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和４年 12 月 22 日（木）から令和５年４月 24 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の１月３日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、江差町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は江差町へ問い合わせること。